

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第9号（平成19年3月28日）

職員の分限の手續及び効果に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

（降任、免職及び休職の手續）

第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、医師2名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を職員に交付して行わなければならない。

3 前項の場合において、職員に書面を交付することができないときは、その書面に記載された事項を、宮城県後期高齢者医療広域連合の掲示場に掲示してその交付に代えることができる。

（休職の効果）

第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、任命権者が定める。

2 任命権者は、前項の休職の期間が3年に満たない場合には、その休職を発令した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを延長することができる。

3 任命権者は、前2項に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

4 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者は、休職の期間中、条例に別段の定めがない限り、いかなる給与も支給されない。

(委任)

第5条 この条例の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。